

特記仕様書

—605ろ1 林小班 —

令和7年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

本事業地は令和4年度搬出作業中に大雨による山腹崩壊があったことから、事業地周辺には、立木の残存区域及び治山工事区域がある。（図面内凡例では緑色「除地（木）」、焦茶色「除地（治山工事）」で表示）

作業前に現地で監督職員より、事業区域や事業内容の説明をうけること。

令和7年度治山工事は②で実施予定であり、作業車のはつり作業等で②区域から山側の林地を使用することがある。

そのため、該当箇所においては治山工事の請負者と密に調整を行いながら作業を進めること。

また作業車が一部の作業道を使用することから、該当区域（図面内凡例では青点線「除地（作業道）」）は地拵及び植付区域からはずすこととし、枝条のほか通行の妨げになるものを置かないこと。

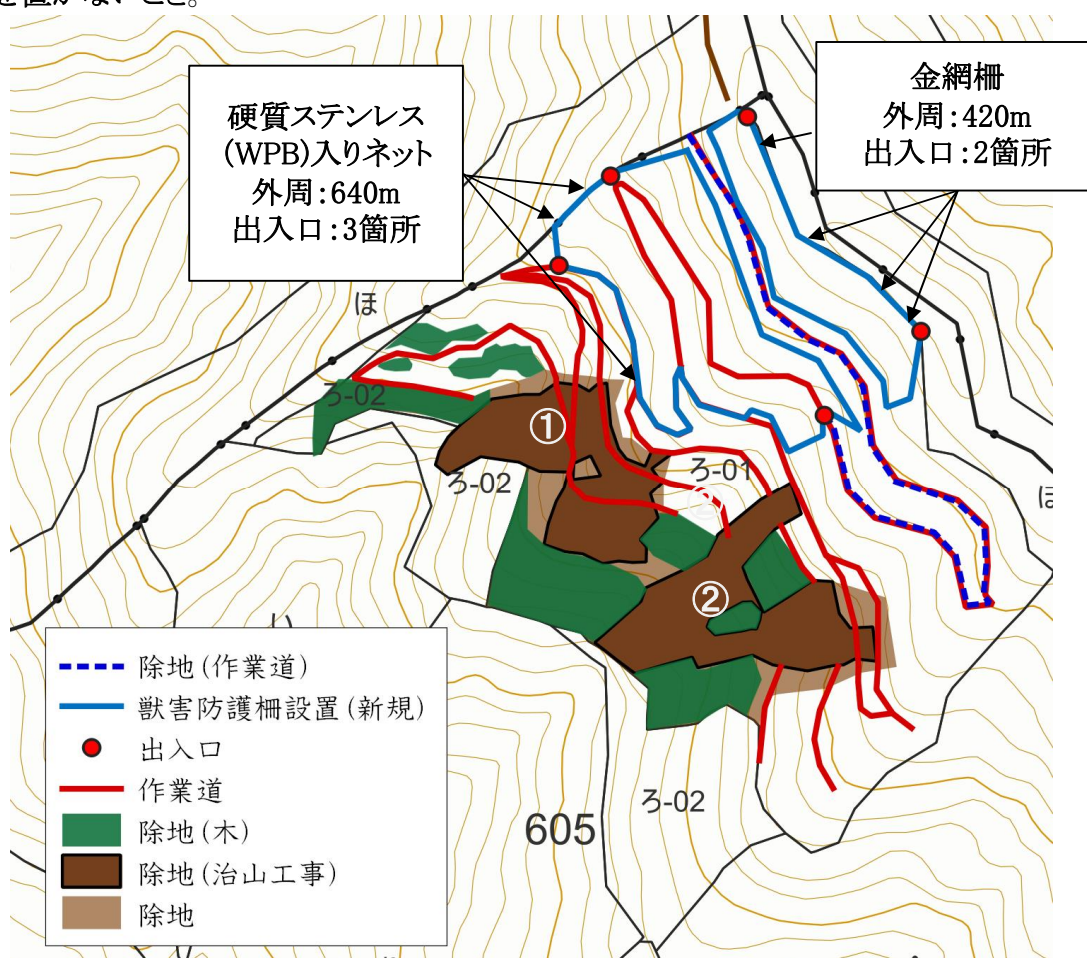


図605-1 605ろ1獣害対策作業区域図概要

また、樹種別の植付区域は下図605-2のとおりとする。

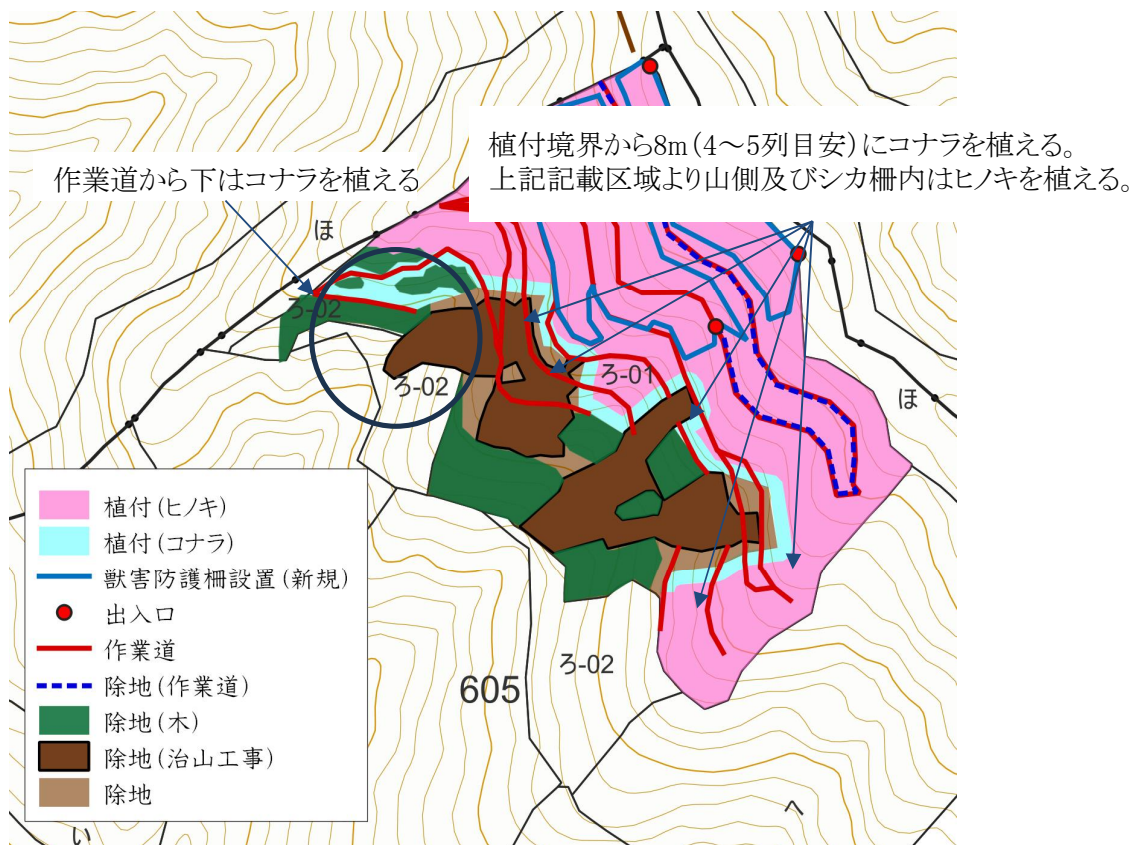


図605-2 605ろ1広葉樹植付作業区域図概要

地拵特記仕様書

令和7年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

1. 作業全般について

当該事業の作業区域と同一林小班内にて治山事業を実施することから、必要に応じて調整を行うこと。また、作業車が作業道を通るので、作業道の一部（図面では「除地（作業道）」と表記）に枝条のほか通行に妨げになるものをおかないこと。

2. 植幅及び置幅

作業種	作業仕様			適用林小班等
全刈地拵	植幅	2.7	m以上	605ろ1（ヒノキ）
	置幅	1.7	m以内	
全刈地拵	植幅	2.3	m以上	605ろ1（コナラ）
	置幅	1.3	m以内	

（注）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

3. 末木枝条等の集積については、1の筋置を原則とするが、優先的に搬出作業道への集積を行うこと。
ただし、作業道敷の谷側1m程度を確保し山側に集積すること。

3. 集積物の高さは2mを超えないこと。

また、関東森林管理局仕様書のとおり、集積物安定のための枝条等の切断、杭打ちなどの必要な措置を講ずること。

4. 獣害防護柵の設置を予定する箇所には枝条等を置かないこと。

5. 現場での判断が難しい場合には、監督職員と協議し、その指示に基づき作業を行うこと。

6. CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

植付特記仕様書

令和 7 年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

1. 苗木の仕様

樹種	規格	苗長 (cm)	根元径 (mm)	摘要
ヒノキ	150ccまたは300cc コンテナ容量	30～	3.5～	花粉症対策 コンテナ苗
コナラ	80cm上			裸苗
(備考)コンテナ苗について上記仕様のほか、形状比（苗長／根本径）は100未満を目安とし、これを超える場合は、根鉢や枝葉の発育状況により良好な苗木であることが確認できることを前提に監督職員と協議すること。				

※花粉症対策苗は無花粉苗、少花粉苗及び低花粉苗とする。

苗木の調達が地元県内では困難で、隣接都県から調達可能な場合は、当該都県の苗木を使用する。苗木の輸送は請負者負担による。

2. 植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	植付本数 (本)	植付間隔 (水平距離)		適用 林小班	ha当たり 植付本数 (本)	備考
		列間 (m)	苗間 (m)			
ヒノキ (コンテナ苗)	6,500	2.2	2.2	605ろ1	2,100	
コナラ (裸苗)	1,350	1.8	1.8	605ろ1	3,000	

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

3. その他

- ・立木がある場合は樹下への植栽は避ける。
- ・作業道、岩石地、枝条堆積地で植付除地としていているところへの植栽は避ける。
- ・獣害防護柵から距離（1.5m程度）を保って植栽する。
- ・事前に監督職員の指示を受けるものとする。

獣害防護柵（金網獣害防護柵）設置特記仕様書

令和 7 年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

（１）作設位置

作設位置は、図面及び現地において表示してある箇所とする。ただし、地形、土壌条件等により設置が困難な場合は、監督職員と協議すること。

（２）構造及び使用資材

別紙標準図及び材料表のとおり。使用資材については、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。

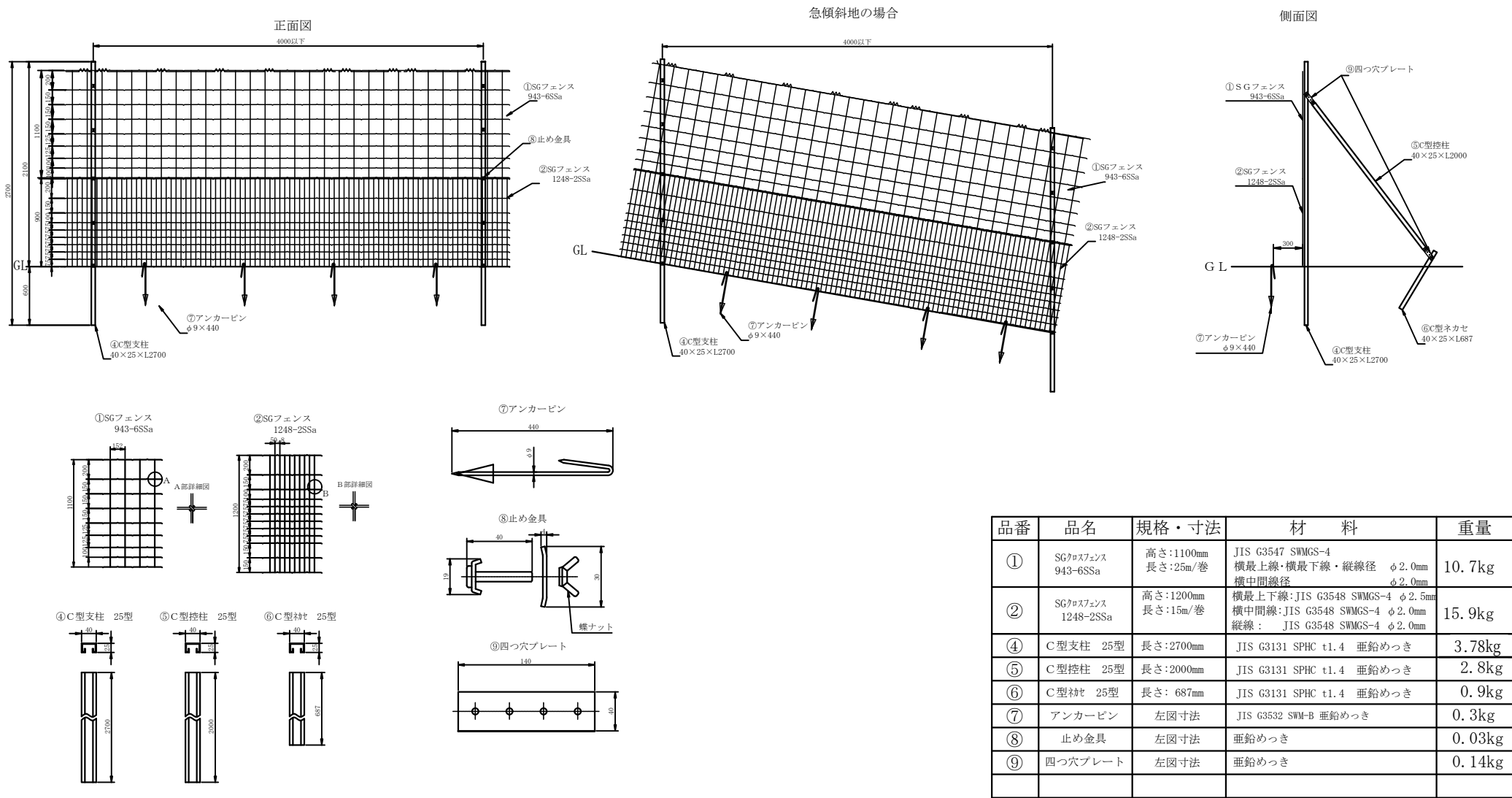
（３）作業方法等

- ① 支柱（270cm）は地中に 60 cm 埋め込み、ぐらつかないように設置する。
- ② 支柱設置間隔は 4.0m 間隔を標準とする。
- ③ 控柱設置は 12m 間隔を標準とする。コーナー部等柵への負荷が大きい箇所等、特に必要とされるところがある場合は、監督職員と協議し、補強用控え柱を設置する。
- ④ 下段フェンスは折返し部分（30 cm）を地面に密着させ、浮き上がらないようアンカーピンで固定する。アンカーピンは支柱間隔 4.0m の間に 4 本打ち込みを標準とする。
- ⑤ 出入口数は請負事業調書のとおり。設置位置は図面の位置をもとし、詳細な位置については監督職員の指示を受けるものとする。出入口部が両側から引っ張られ、広がるのを防ぐため、上部に補強線を通すこととする。
- ⑥ 柵のできあがり寸法（高さ）は、緩傾斜地において 2.0m とする。急傾斜地においては、支柱上部に上段金網を合わせ、可能な限りできあがり寸法を高くすることとする。

（４）その他

- ① 完了時には柵内にシカが入っていないか十分確認し、シカ発見時には追い出すこと。
- ② 獣害防護柵設置は、保安林協議終了後に実施すること。
- ③ この仕様書に定めのない事項については、監督職員と協議すること。

獣害防護柵設置標準図



別紙

獣害防護柵（金網柵）全量材料表（割増含む）
（事業地： 梨本国有林 6 0 5 ろ 1 林小班）

令和 7 年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

品 名	規 格	420 mあたり			備考
		数量	単位	総重量(kg)	
金網（上段用）	943-6SSa H1. 1m(25m/巻)	18	巻	192. 60	
金網（下段用）	1248-2SSa H1. 2m(15m/巻)	31	巻	492. 90	
C型支柱	PH 2 5 40*25*2700mm	116	本	438. 48	4. 0m 間隔支柱、出入口分を含む
C型支柱（控柱）	PH 2 5 40*25*2000mm	42	本	117. 60	12. 0m 間隔
C型支柱（ネカセ）	PH 2 5 40*25*687mm	42	本	37. 80	12. 0m 間隔
控柱・ネカセ接続金具	4 穴プレート	84	個	11. 76	2 個/控柱 1 本
補強線	2. 6mm	22	巻	22. 00	1 kg * 1 巻、上部補強用・出入口補強用含む
アンカーピン	9*440mm	462	本	138. 60	1 区画（4 m）に 4 本
止金具	C型支柱、 4 穴プレート分	766	個	22. 98	5 個/支柱 1 本 2 個/ 4 穴プレート 1 個 出入口分を含む
小計				1, 474. 72	

獣害防護柵（硬質ステンレス（WPB）入りネット）設置特記仕様書

令和 7 年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

1 作設位置

作設位置は、図面及び現地において表示してある箇所とする。詳細な位置については、監督職員の指示を受けるものとし、地形、土壌条件等により設置が困難な場合は、監督職員と協議すること。

2 構造及び使用資材

別紙、獣害防護柵（硬質ステンレス（WPB）入りネット）設置 特記仕様書の設置展開図及び全量材料表のとおり。

使用資材については、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。

3 作業方法等

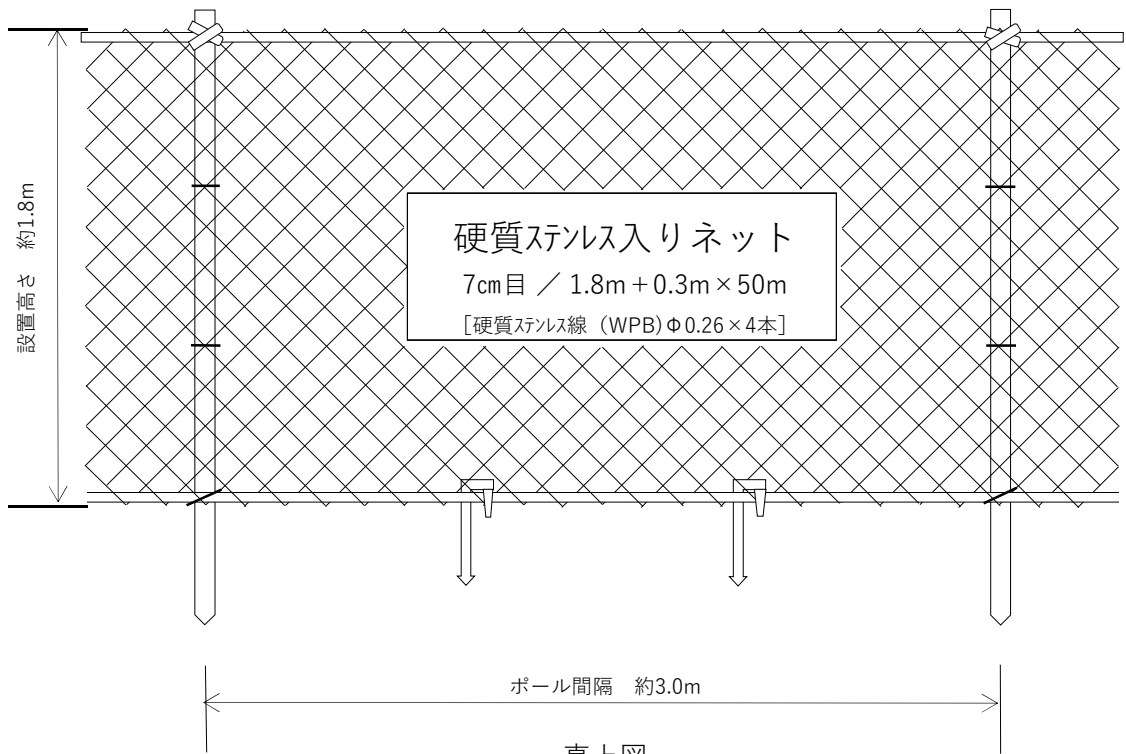
- （１） 支柱は地中に 50 cm 埋め込み、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかり固定する。
- （２） 支柱設置間隔は 3.0m 間隔を標準とし、地形や勾配に応じて、その間隔を調整することとする。
- （３） 張りロープは $\phi 8\text{mm}$ 以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- （４） 押さえロープは $\phi 6\text{mm}$ 以上、裾押さえロープは $\phi 4\text{mm}$ 以上とし、設置部分を設置展開図のとおりアンカーで固定し、シカ等のもぐりこみやネットのめくれを完全に防ぐこと。また、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- （５） ネットは網目 7 cm の耐候性、耐疲労性、強度に優れたものを使用すること。また設置展開図のとおり支柱 1 本につき、3 箇所結束する。出入口用の支柱 1 本につき、5 箇所結束することとする。
- （６） 控え柱用ロープの設置間隔は 15m を標準とする。
- （７） カーテン式門扉については、支柱間 1.0m を標準とする。
- （８） 柵の出来上がり寸法は、高さ 1.8m とする。コーナー部等柵への負荷が大きい箇所等、特に必要とされるところがある場合は、監督職員と協議し、補強用控え柱を設置する。

4 その他

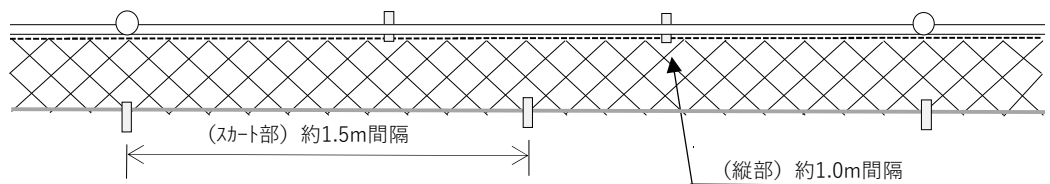
- (1) 獣害防護柵設置は、保安林協議終了後に実施すること。
- (2) 設置後、余分な資材が生じた場合には、監督職員へ引き渡すこととする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。

[設置展開図]

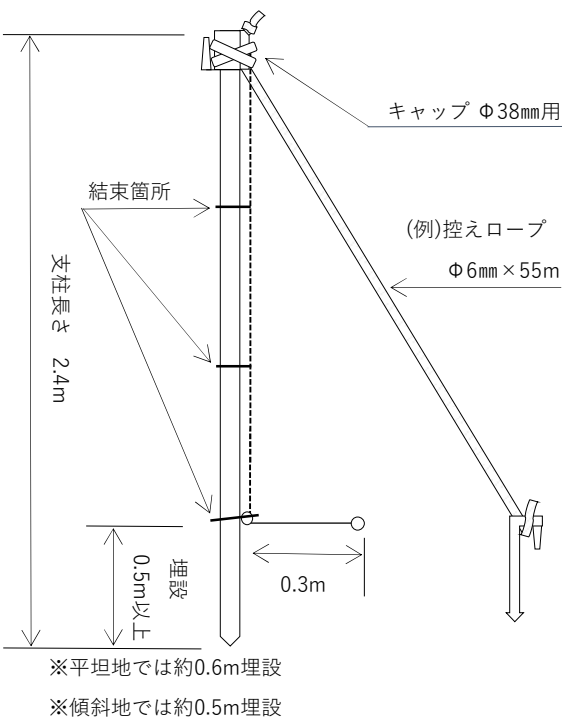
正面図



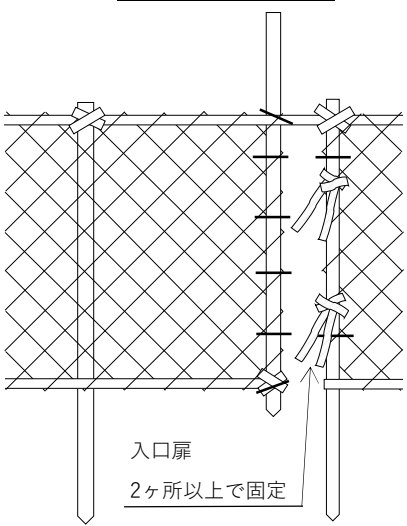
真上図



補強部 (例)



開口部 (例)

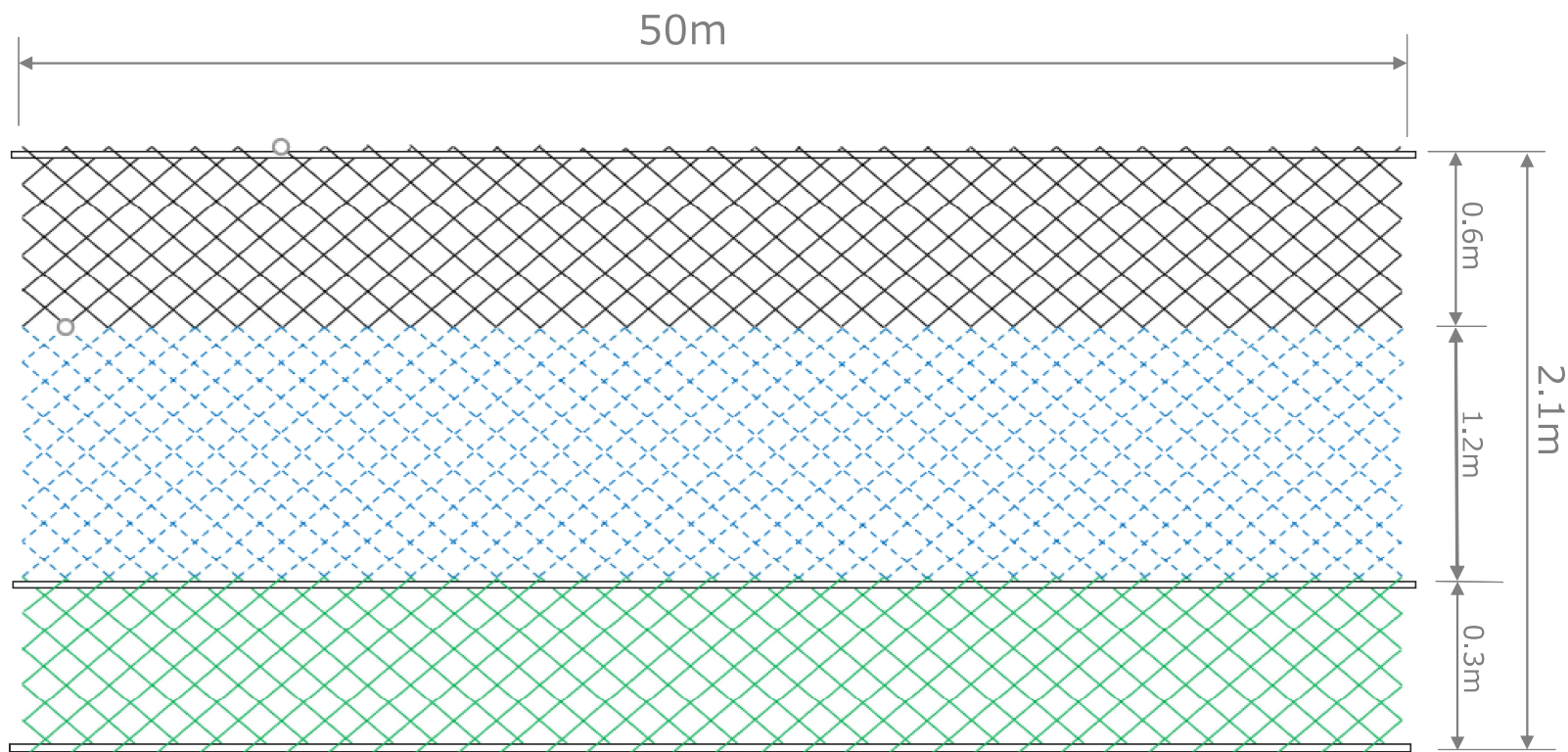
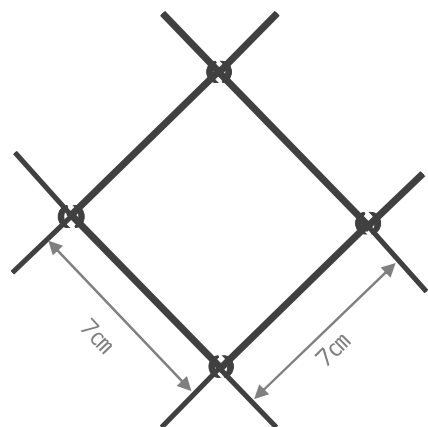


品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線(WPB)入り 1.8m+0.3m×50m (7cm目) / 地際より1.2mまで強化 上0.6m(黒)下1.2m(青)裾0.3m(緑) / WPBΦ0.26×4本・裾WPBΦ0.19×4本 ④YGロープΦ8mm / ⑤YGロープΦ6mm / スカートロープΦ4mm / 各55m	14.50kg/反	2.1反
控え用ロープ	PEロープ / Φ6mm×55m / PE製 / 青 (15m間隔で設置・片側もしくは両側)	1.00kg/巻	1巻
支柱	FRP製 / Φ38mm×2.4m / ABS被覆	1.20kg/本	34本
キャップ	ジョイント式キャップ / ABS製 / Φ38mm用	0.05kg/個	34個
杭	アンカー杭 / 43cm / ABS製 (ネット部 67本・スカート部 67本・控え部 7本)	0.08kg/本	141本
結束	ステンレスカット線 / #19×0.25m/本 / 330本束	0.50kg/束	0.31束

硬質ステンレス入りポリネット
1.8m+0.3m×50m (7cm目)

- ◆上部 0.6m ポリエチレン 400d×40本/黒
- ◆強化部 1.2m SUS304 (WPB)Φ0.26×4本/青
- ◆スカート部 0.3m SUS304 (WPB)Φ0.19×4本/緑
- ◆張り・押さえ用ロープ(強化糸入りPE)8mm・6mm×55m
- ◆スカート用ロープ(PE)4mm×55m

14.5kg 二重交差式



獣害防護柵（硬質ステンレス入り防獣ネット）全量材料表（割増含む）
（事業地： 梨本国有林605ろ1林小班）

令和7年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

品 名	規 格	640 mあたり			備考
		数量	単位	総重量(kg)	
ネット	硬質ステンレス入りネット(1.8m+0.3m)*50m)/7cm目/ (強化部) 硬質ステンレス線SUS304 (WPB) φ0.26×4本/PE400d×40本/青/ (裾部) ステンレス線SUS304 (WPB) φ0.19×4本/PE400d×40本/緑/	14	反	203.00	
ロープ	張り用(強力糸) ロープ/φ8mm/55m/ポリエチレン製(ネットに装着) 押さえ用(強力糸) ロープ/φ6mm/55m/ポリエチレン製(ネットに装着) スカート用ロープ/φ4mm/55m/ポリエチレン製(ネットに装着)				
支柱	コンポーザパイプ/FRP支柱/ABS被覆/φ38mm*2.4m	221	本	265.20	出入口用(3本)を含む
キャップ	ジョイント式キャップ/φ38mm用/ABS製	218	本	10.90	
控えロープ	ポリエチレンロープ/φ6mm×55m/青	7	本	7.00	15mに1箇所以上
杭	アンカー杭/ABS製/43cm	903	本	72.24	100m中、ネット固定134本/控え7本
留め	ステンレスカット線/#19 0.25m (330本/束)	3	束	1.50	支柱とネットの結束用 出入口用支柱を含む
小計				559.84	

忌避剤散布 特記仕様書

令和 7 年度 河津地区造林（地拵外）請負事業

1 薬剤の性質

- (1) 農薬の種類

ジラム水和剤
- (2) 有効成分

ジンクジメチルジチオカーバメート
- (3) 効果

ニホンジカによる食害防止
- (4) 安全性

ア 毒物分類

普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

イ 魚毒性

C類

2 薬剤の散布内訳

- (1) 希釈倍数

3 倍（原液：水＝ 1 ： 2）
- (2) 使用液量

詳細は下表のとおり。

対象 林小班	散布面積 (ha)	1 本あたり 散布量 (ml)	散布対象 苗木本数 (本)	1 回あたり 散布原液量 (ml)	希釈 倍率 (倍)	1 回あたり 希釈後 総散布量 (ml)	散布 回数	忌避剤散布 対象樹種
605ろ 1	1.74	10.0	3,650	36,500	3	109,500	1	ヒノキ
605ろ 1	0.44	10.0	1,350	13,500	3	40,500	1	アカガシ
合計	2.18		5,000	50,000		150,000		

植栽木 1 本あたりの忌避剤散布量は、樹高50cm以下の苗木については原液5ml、50cm～100cm以下の苗木については原液10ml、100cm～150cmの苗木については、原液15mlとする。

3 薬剤の散布

苗木の樹幹や頂芽、葉等、植栽木の食害が予想される部分とする。

4 その他

使用薬剤については、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。